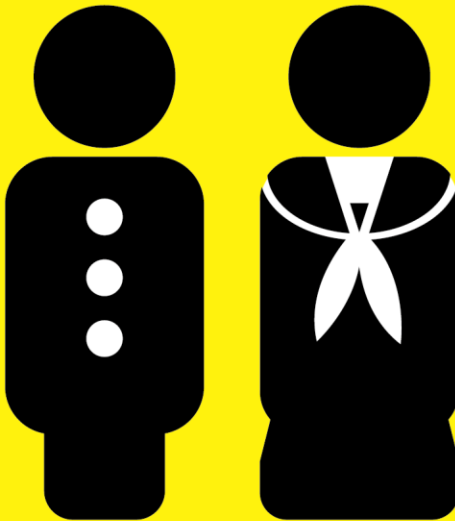


消費者トラブルや 悪質商法にご注意ください



「定期購入」トラブル急増！！

－「特別割引クーポン」を利用したら、コース内容が変わっていた！？－

「購入回数の条件が無い『定期縛りなし』のコースを申込んだ後に、『特別割引クーポン』を使用したことで、○回の購入が条件の定期コースに切り替わっていたため、1回だけの購入では解約できない」といった「定期購入」の相談が急増しています。

販売サイトで「いつでも解約可能」「1回だけのお試しOK」などの表示を見て注文したが、注文完了直後、カウントダウンとともに「10分間限定『特別割引クーポン』が発行されました」などと表示され、「お得だから」とクーポンを利用すると、“複数回の購入が条件の定期購入”に変更されてしまい、1回だけでは解約できず、想定していた以上の支払いが必要になってしまいます。

また、定期コースの条件が変更される旨の文字が小さかったり、スクロールしないと確認できなかったりと、購入者が認識しづらい場合もあります。

ネット通販はクーリング・オフできません！

- ・「特別割引クーポン」の利用を勧められても、最終確認画面で、定期購入の条件が変更されていないか、契約内容などをきちんと確認！

困ったとき、
心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一步をお手伝いします。

徳島県「成年年齢引下げ」特設Webサイト



啓発動画やチラシなど…
詳しくはコチラ

徳島県消費者情報センター

〒770-0831

徳島市寺島本町西1丁目5番地
アミコビル東館7階

TEL(相談受付):088-623-0110

ホームページは
コチラ▼



LINE相談は
コチラ▼

